

# 公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

平成14年4月1日  
改正：平成27年12月8日  
改正：平成28年5月11日  
改正：令和5年8月31日  
山口労働局

## 1 目的

山口県においては、平成14年に策定された「山口県人権推進指針」において、人間尊重を基本的な考え方として、「生命（いのち）」、「自由（じゆう）」、「平等（びょうどう）」の三つの視点で人権に関する諸施策を総合的に推進することとしており、関係機関等との密接な連携のもと“県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会”の実現に向けて取り組んでいる。

また、社会を構成する全ての人にとって就職は、生活の安定や社会参加を通じての生きがいなど極めて重要な意義をもっており、日本国憲法に規定される職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、誰もがその適性と能力に応じて職業に就くことができる社会を実現するためには、雇用主が人権問題について正しい理解と認識を深め、応募者の人権を尊重し適性と能力に基づく公正な採用選考を行うことが必要である。

このため、一定規模以上の事業所について、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置を図り、推進員に対する研修等を通じて、当該事業所における公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解を深めるとともに、当該事業所内の人権研修の促進・支援を行うことを目的とする。

## 2 推進員設置対象事業所

原則として次の基準に該当する事業所を推進員を設置する事業所として選定するものとする。

- (1) 常時使用する従業員の数が30人以上である事業所
- (2) (1)のほか、公共職業安定所長が推進員の選任が適当とする次の事業所
  - ① すべての人権問題に配慮した企業の取組が期待できる事業所
  - ② 就職差別事件及びこれに類する事象を惹起した事業所
- (3) (1)及び(2)に関わらず、職業紹介事業または労働者派遣事業を行う事業所、公益法人等及び指定管理者

## 3 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考その他人事管理に関する事項について相当の権限を有する者から選任するものとする。

なお、事業所の規模などから必要なときは、推進員の補助者を選任し、本制度の実効を期すものとする。

#### 4 推進員の役割

推進員は、国民の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について中心的な役割を果たすものとする。

- (1) 公正な採用選考システムの確立を図ること。
- (2) 職業安定行政機関との連絡に関すること。
- (3) その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

#### 5 報 告

推進員を新たに選任又は人事異動により推進員に変更があった場合、別紙「様式 公正採用選考人権啓発推進員(選任・変更)報告」により事業所管轄公共職業安定所長あて報告するものとする。

#### 6 推進員設置事業所情報の共有

山口労働局及び公共職業安定所に報告があった推進員設置事業所情報は、山口県及び市町と共有することとする。ただし、共有する目的及び項目は次のとおりとする。

##### (1) 目的

- ① 人権に関する行事や啓発活動(研修会・セミナーの開催案内など)に関すること。
- ② 公正な採用選考に関すること。

##### (2) 情報提供項目

- ① 事業所名
- ② 郵便番号
- ③ 所在地

#### 7 推進員に対する研修等の実施

労働局職業安定課及び公共職業安定所は、推進員に対しその役割を果たすために必要な研修等を実施するものとし、必要に応じて関係行政機関等の協力を要請するものとする。